

戸配出羽柵戸、

〔續日本紀^{元七}〕養老元年二月丁酉、以信濃、上野、越前、越後四國百姓各一百戸配出羽柵戸焉、

〔續日本紀^{元八}〕養老三年七月丙申、遷東海、東北陸三道民二百戸配出羽柵焉、

〔續日本紀^{稱德二十八}〕神護景雲元年十一月丙寅、私鑄錢人王清麻呂等四十人、賜姓鑄錢部、流出羽國、

〔續日本紀^{光仁三十六}〕寶龜十一年五月甲戌、勅出羽國曰、渡島蝦狄早効丹心、來朝貢獻爲日稍久、方今歸

俘作逆、侵擾邊民、宜將軍國司賜饗之日、存意慰諭焉、

〔諸州奇跡談^下〕出羽國

羽州奥州にては、錢百文の通用に丁百を用ゆ、他國にては、九十六文にしてこれを百といふ、予羽州に下る折から、米穀高直なる由にて、米壹升の價ひ十一錢也、田畑甚だ廣大にして、苗代場處又は水付の田地は出來かたよろしからず、これによつて地を伏ると云て、空田所々に見へたり、又此國のことばに、賣女のことをやるこまかりと云由、